

神戸教育短期大学
公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針

令和7年6月25日策定

(目的)

第1条 この処分方針は神戸教育短期大学（以下「本学」という。）が定める「神戸教育短期大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」第37条第1項に基づき、公的研究費（個人研究費を含む）の不正行為に関与した業者に対する処分方針を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本処分方針の適用対象は、本学の研究費に係る取引に係るすべての取引業者とする。

(処分方針)

第3条 不正な取引に関与した業者に対する処分方針は、以下のとおりとする。

- (1) 処分の方法は、取引停止をもって行う。
- (2) 処分の対象となる行為は以下のとおりとする。
 - ① 取引に係る書類の作成に際し、虚偽の記載等が認められたとき
 - ② 契約の履行に際し、品質、数量等につき不正が認められたとき
 - ③ 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき
 - ④ その他、本学に不利益を及ぼす行為があったとき
- (3) 取引停止の期間については、不正への関与の程度、額等に応じその都度、最高管理責任者が決定する。

(取引停止措置の通知)

第4条 最高管理責任者は、前条の規定により取引停止措置を行ったときは、当該業者に対し、書面により通知するものとする。

(誓約書の徴取)

第5条 物品購入、賃貸借、請負等に関して、年間を通じて取引額が50万円を超える場合、不正を行わない旨等を記した誓約書の提出を求めることとする。

2 ただし、次の各号の者は、誓約書の徴取の対象から除くものとする。

- (1) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人
- (3) 国際組織、外国企業等
- (4) 電気、ガス、水道、電話、郵便及び宅配事業者
- (5) 会計監査法人、弁護士、税理士及び特許事務所
- (6) 取引のほとんどがインターネットのみの販売業者
- (7) その他、本件の趣旨になじまないと判断される業種

3 提出回数は1回とし、本学において不正対策に関する方針やルール等を見直した場合には、あらかじめ提出を求めることとする。

以上